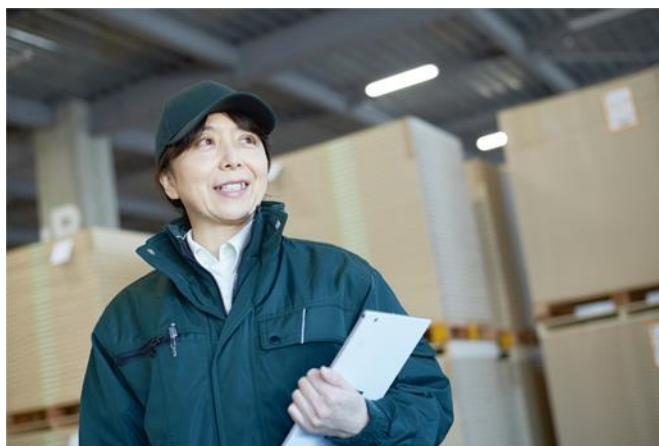




失業なき労働移動をめざして 公益財団法人 産業雇用安定センター



鹿児島事務所 守屋 賢治

産業雇用安定センターについて

プラザ合意に伴う円高不況の進行により、大量の余剰人員が生まれ雇用不安が高まっていた時代、1987年（昭和62年）

3月に当時の労働省、日経連、産業団体※などが協力して**失業なき労働移動**を支援する**公的機関**として設立されました。

以来、厚生労働省、経済・産業団体や連合（労働組合）などとの密接な連携のもとに、本部と全国47都道府県の地方事務所の連携による全国的なネットワークにより出向・移籍の支援事業に取り組んでいます。

主な事業は、人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間に立って、情報提供・相談等の支援を行い、出向・移籍の成立に結び付ける**「人材の橋渡し」**の業務を **無料** で実施しています。

※ 基本財産出捐団体

一般社団法人 日本造船工業会
 一般社団法人 日本鉄鋼連盟
 電気事業連合会
 一般社団法人 全国銀行協会
 一般社団法人 日本自動車工業会
 一般社団法人 日本電機工業会
 一般社団法人 セメント協会
 日本化学繊維協会
 日本製紙連合会
 日本石炭協会
 日本紡績協会
 一般社団法人 日本民営鉄道協会
 一般社団法人 日本船主協会



雇用調整等のニーズのある **1** 企業様（送出）と **2** 雇入れご希望の企業様（受入）との間で人材マッチングサービスを提供しています。

6つの取り組みで 働く と 雇用 をサポート

1. 離職する従業員の方の再就職をサポート

事業縮小や事業所閉鎖、構造改革のための早期退職募集に応じて、離職を余儀なくされる従業員の方に、在職中からの再就職活動をサポートします。

移籍（送出）支援

4. 人材育成やキャリアアップの出向をサポート

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員が自発的なキャリアアップを希望する際の出向をサポートします。

人材育成型出向等支援

2. 人材を確保したい企業に対するサポート

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業様から、期待する能力や経験などのご要望を十分おうかがいした上で人材をマッチングします。

移籍（受入）支援

5. 高齢者のための「キャリア人材バンク」

能力があり経験が豊富な60歳以上の高齢者の再就職をサポートします。在職高齢者だけでなく、離職後1年以内の高齢者の方も登録することができます。

キャリア人材バンク事業

3. 雇用を維持するための在籍型出向をサポート

経済環境の変化や感染症の影響などにより雇用過剰となった場合に、社員の雇用を守るための一時的な在籍型出向（雇用シェア）を活用することをサポートします。

在籍型出向支援

6. 社員のスキルアップ・研修のためのセミナー

管理者や新入社員に対する研修、コミュニケーション、リーダーシップ、ハラスメント、コンプライアンスなどのセミナーを企業様のご要望を踏まえオーダーメイドにより承ります。

セミナー事業

上記の1～5は無料でご利用いただけます。6は有料となりますが、質が高くリーズナブルな価格でのセミナーをご提案いたします。

産業雇用安定センターの主要な事業

(センターの事業)

(送り出し側の企業のニーズ)

(受入側の企業のニーズ)

1. 構造変化に対応した企業間の 人材の移籍

事業縮小・事業所閉鎖、構造改革等のため早期退職・リストラを実施する企業

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業

2. 一時的な環境変化に対応した 在籍型出向

経済環境の変化、感染症の影響などにより、一時的に雇用が過剰となった企業

人手不足のため一時的にでも人材を確保したい企業

3. 社員の人材育成やキャリア アップのための在籍型出向

新たな事業を展開するなどにより社員の人材育成やキャリアアップを図りたい企業

他社からの出向受入や交流によって、ノウハウを取得したい企業

4. 高齢者のための 「キャリア人材バンク」

(定年退職予定者等のセカンドキャリア)

- ・ 在職している定年退職予定者や継続雇用が終了する高齢者の再就職を支援 (事業主を経由して登録)
- ・ 60歳以上で離職後1年未満の高齢者の再就職を支援 (個人での登録)

- ・ 高齢者の豊富な経験と高いスキルを活かしたい企業
- ・ 高齢者の体力や希望に即した仕事がある企業

産業雇用安定センターが取り扱う出向の類型



在籍型出向（雇用を守る出向支援プログラム2020）

コロナ感染症により影響を受けた企業様およびその社員の救済が目的



人材育成・交流型出向

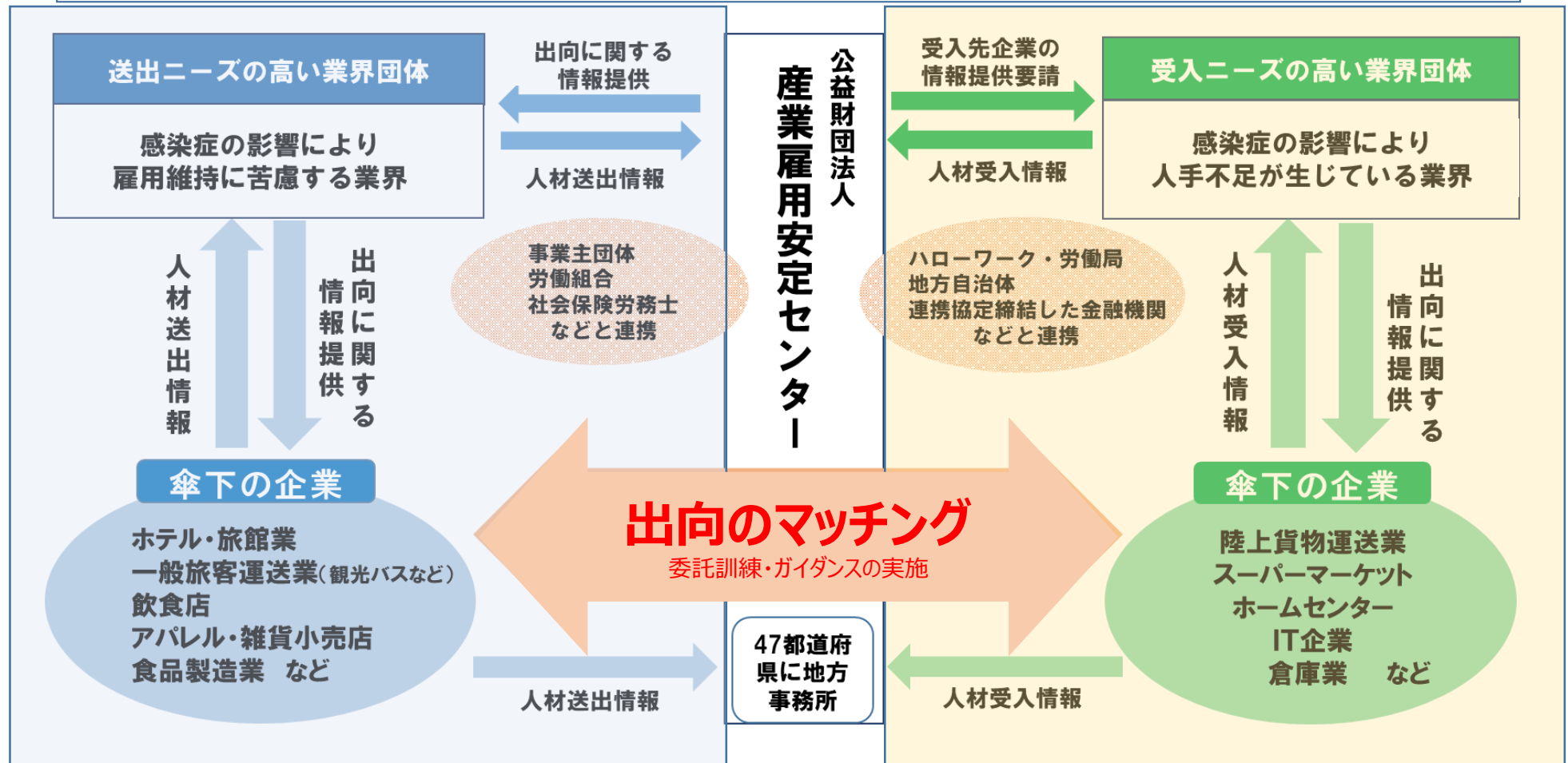


キャリア・ステップアップ型出向

雇用を守る出向支援プログラム2020

～ 雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

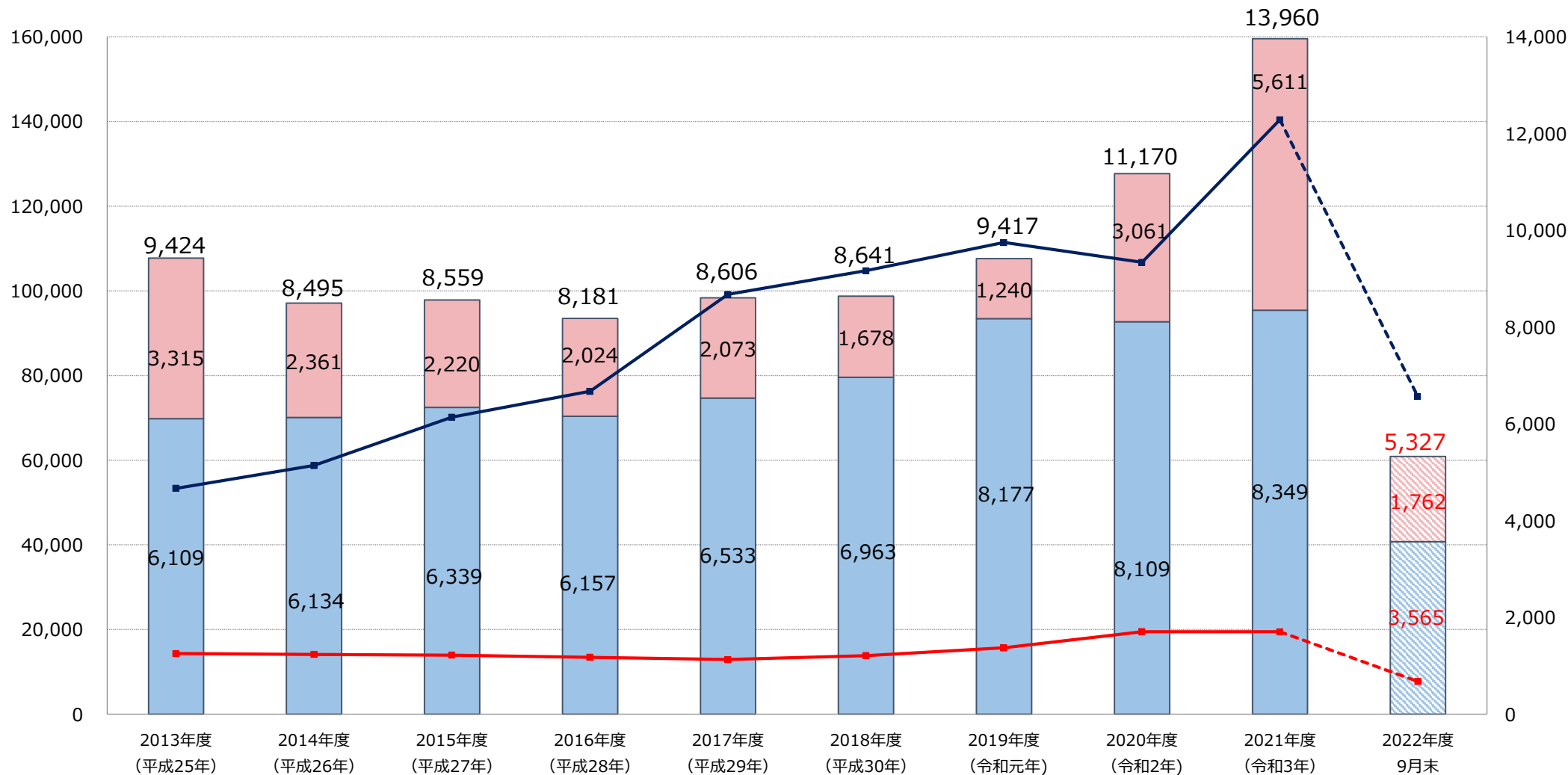
産業雇用安定センターは、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を無料で行います。



出向・移籍の実績の推移

受入・送出情報 (人)

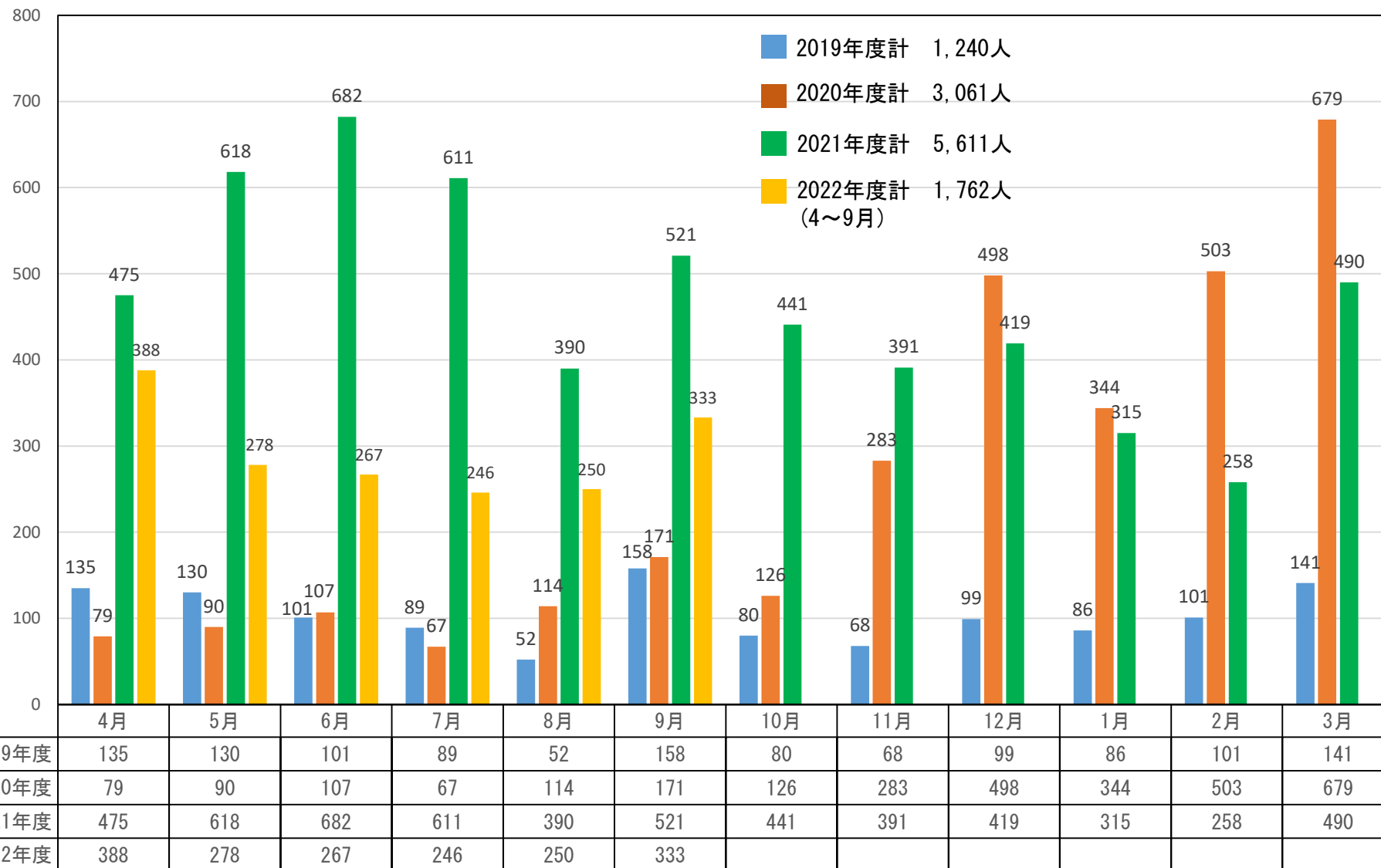
成立数 (人)



出向成立	3,315	2,361	2,220	2,024	2,073	1,678	1,240	3,061	5,611	1,762
移籍成立	6,109	6,134	6,339	6,157	6,533	6,963	8,177	8,109	8,349	3,565
成立合計	9,424	8,495	8,559	8,181	8,606	8,641	9,417	11,170	13,960	5,327
受入情報	53,360	58,753	70,167	76,253	99,165	104,732	111,421	106,727	140,403	74,954
送出情報	14,326	14,137	13,963	13,453	12,906	13,853	15,675	19,489	19,454	7,732

在籍型出向の月別成立数の推移（2019年度～2022年度）

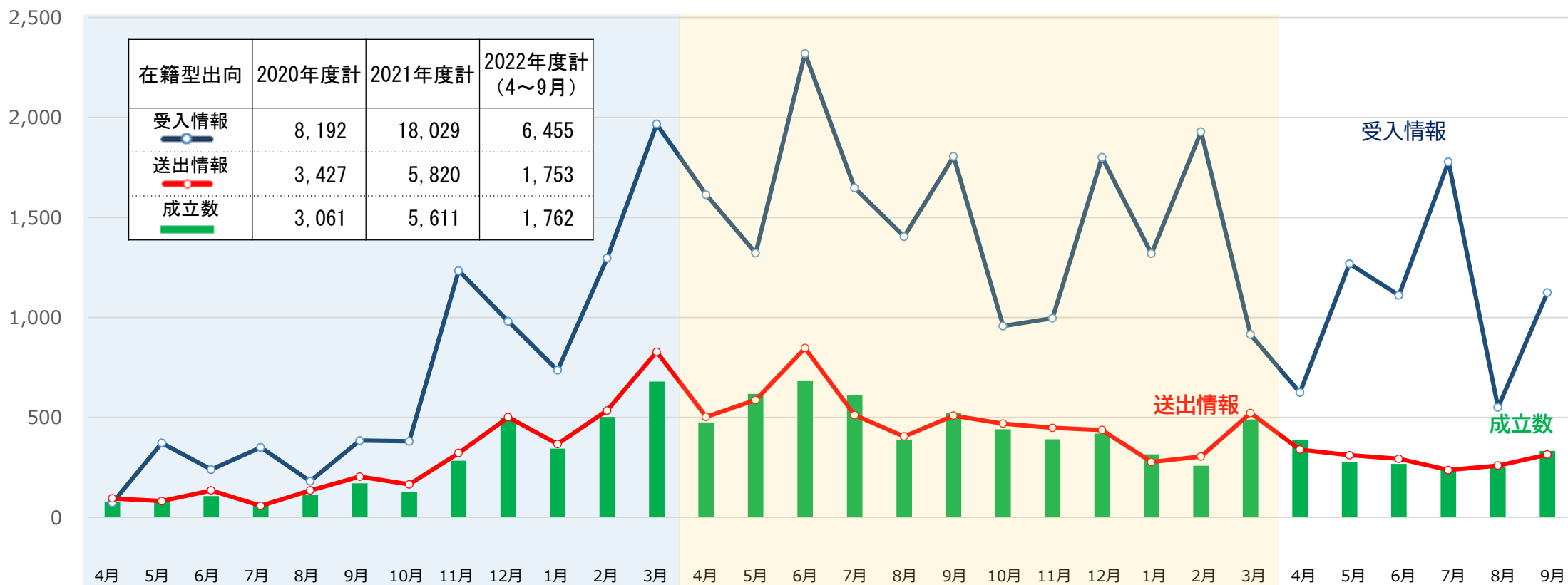
(人)



注) 2022年度の各月の数字は速報値であり、今後修正する場合がある。

(人)

在籍型出向に係る受入情報・送出情報・成立数の月別推移



受入情報	72	372	239	350	181	384	381	1,234	980	736	1,296	1,967	1,614	1,322	2,320	1,648	1,404	1,805	957	996	1,801	1,319	1,929	914	624	1,268	1,111	1,778	550	1,124
送出情報	95	82	135	58	135	204	165	322	501	367	535	828	503	587	847	512	405	509	469	448	437	277	304	522	339	311	293	237	259	314
成立数	79	90	107	67	114	171	126	283	498	344	503	679	475	618	682	611	390	521	441	391	419	315	258	490	388	278	267	246	250	333

2020年度

2021年度

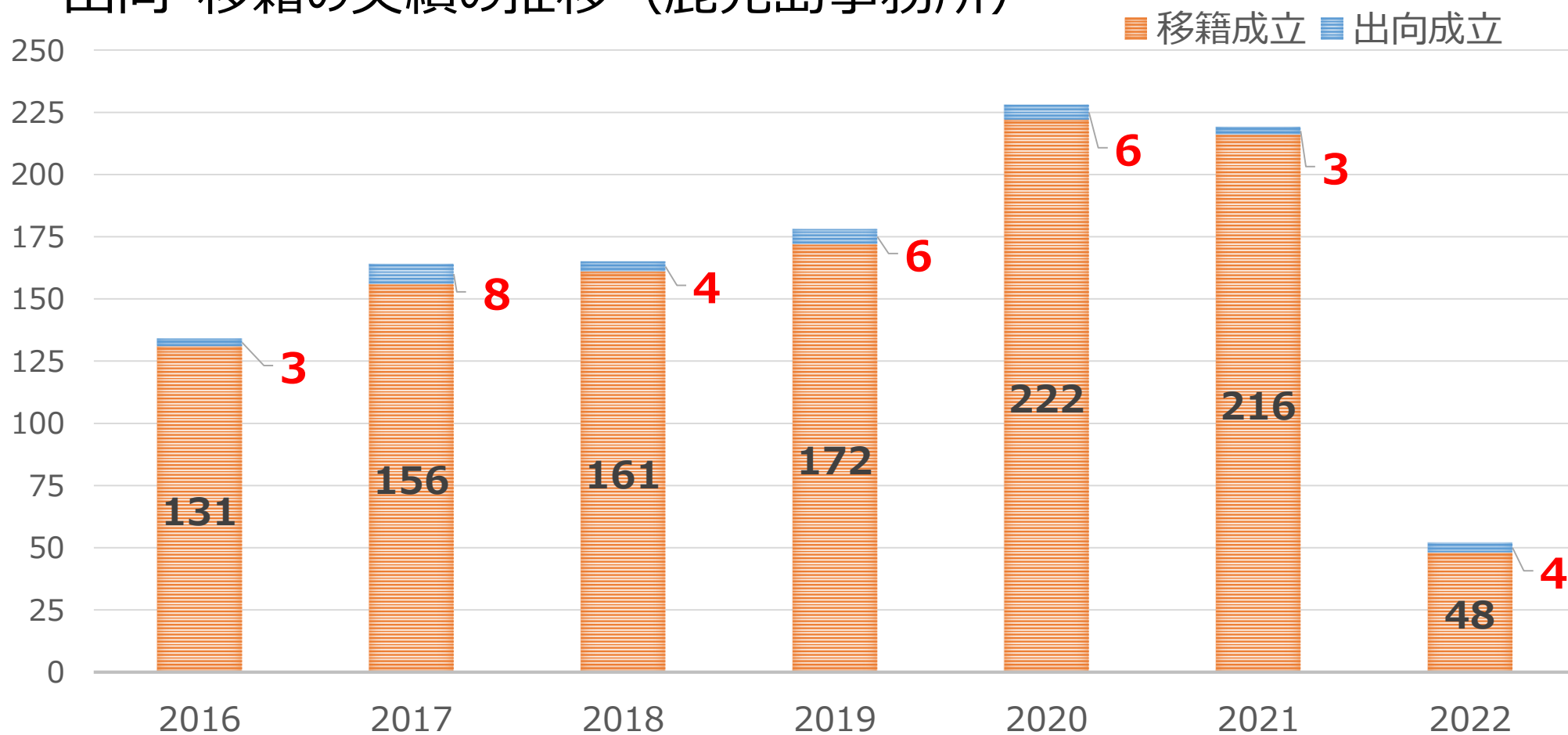
2022年度

- 2022年4月～9月の出向成立数は1,762人（前年度同期は5,611人）
- 送出業種で多いのは、E 製造業で699人、H 運輸・郵便業で680人、次いで、N生活関連サービス業、娯楽業で98人
- 受入業種で最も多いのは、E 製造業で775人、次いでRサービス業（他に分類されないもの）で306人、I 卸売・小売業199人
- 異なる業種間で成立した割合は、63.6%（前年度同期は69.9%）

送出業種 \ 受入業種	ABC 農業・ 林業、 漁業、 鉱業等	D 建設業	E 製造業	F 電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	G 情報通 信業	H 運輸・ 郵便業	I 卸売・ 小売業	J 金融 業、保 険業	K 不動産 業、物 品賃貸 業	L 学術研 究、専 門・技 術サー ビス業	M 宿泊 業、飲 食サー ビス業	N 生活関 連サー ビス業、 娯楽業	O 教育、 学習支 援業	P 医療、 福祉	Q 複合 サービ ス事業	R サービ ス業(他 に分類 されない もの)	ST 公務、 その他	総計 (人)
ABC 農業・林業、漁業、鉱業等	3		2			20	1				5				25			56
D 建設業		8	7	2											7			24
E 製造業		12	593		1	57	29		1	18	18	8		5	16	17		775
F 電気・ガス・熱供給・水道業																		0
G 情報通信業			8		1	117	12			2		25						165
H 運輸・郵便業			9			20					1	1						31
I 卸売・小売業			19		1	133	8				25	12				1		199
J 金融業、保険業			2				4					2						8
K 不動産業、物品賃貸業			9		4		4			1						2		20
L 学術研究、専門・技術サービス業			8			5						3						16
M 宿泊業、飲食サービス業						15	4				2	17						38
N 生活関連サービス業、娯楽業	1		3			4					1	3				1		13
O 教育、学習支援業			2		1							5						8
P 医療、福祉			5			37	1		1	1		5						50
Q 複合サービス事業	8					38									1			47
R サービス業(他に分類されないもの)	1		30		2	234	20			3		13				3		306
ST 公務、その他			2									4						6
総計 (人)	13	20	699	2	10	680	83	0	2	25	52	98	0	5	49	24	0	1,762

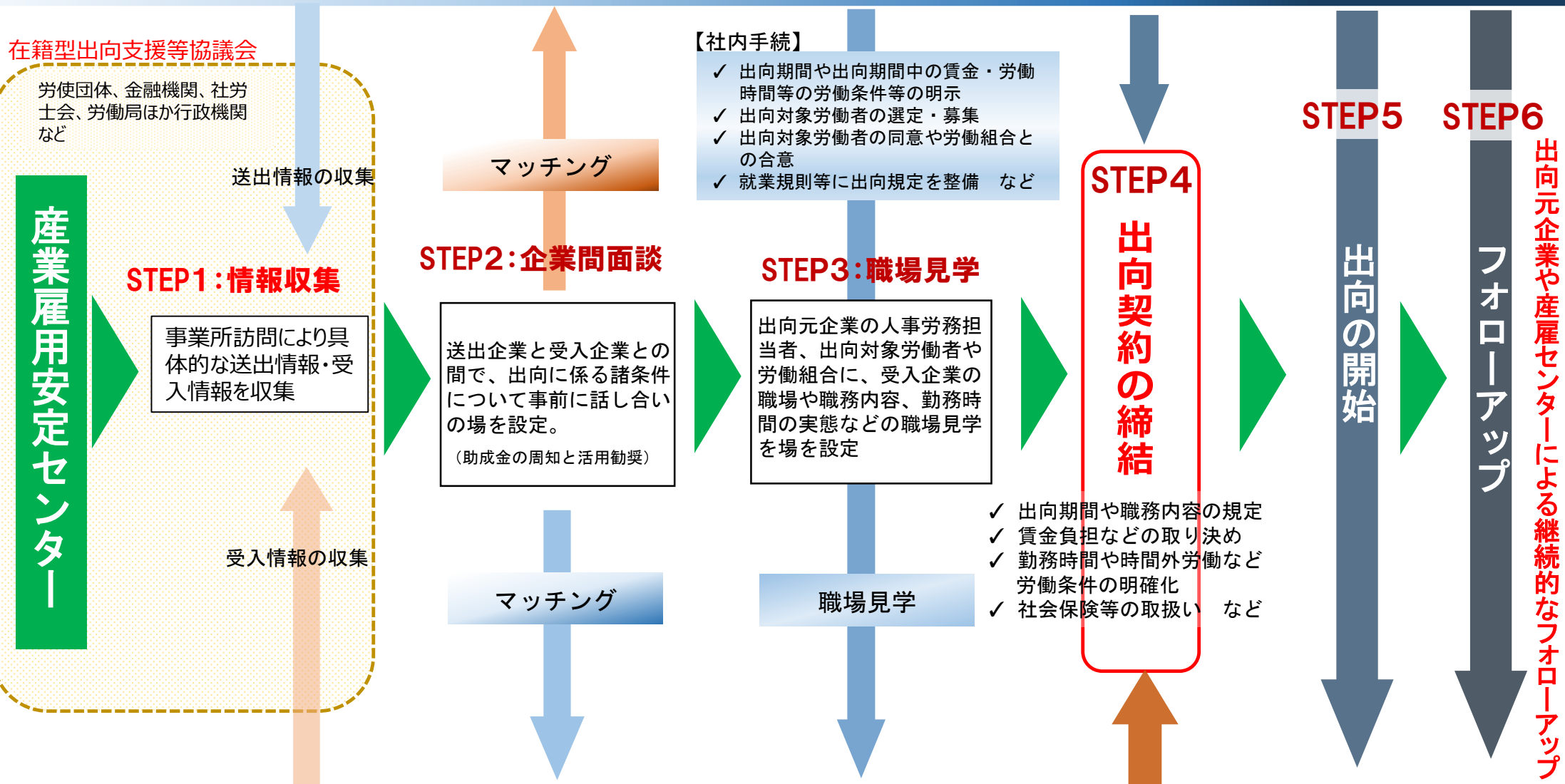
	送り出し企業の業態	送り出しの理由	受入れ企業の業態	受入れの理由	出向者数
事例 1	化学製品製造業	本社全体の人件費圧縮が課題。定年が近い管理職 A 氏についてグループ企業内で出向先を探したが賃金水準が合わない。本人は税理士資格を有し英語能力も高く、その能力を活かしたいとの意向があったので、産雇センターに出向先を探してもらうこととした。	会計事務所	これまで産雇センターに経理・財務・税務のプレーイングマネージャーの求人を出しており、数人の紹介を受けたが期待するレベルではなかった。出向でもよいので高度な専門性を有す方をお願いした。出向期間は12か月。	1
事例 2	鉄道業	コロナ禍で運行本数を減らしていることから車両運転士の雇用過剰が続いている。産雇センターに出向受入先の候補を提示してもらい、社内で出向者を公募した。	医療機関 (耳鼻咽喉科クリニック)	昨年来、産雇センターに受付・医療事務について、求人だけでなく、出向受入についても相談をしてきたがなかなか決まらなかった。今回、鉄道業からの出向を打診されたので受け入れたい。出向期間は12か月。	1
事例 3	発電・変電用機械製造業	現在の事業をグローバル展開に移行するため構造改革を余儀なくされており、余剰人員が生じている。取り急ぎ50歳前後の2人の従業員の技術が活かせるような出向先を見つけてほしい。	有機化学工業製品製造業 (ベンチャー企業)	木材チップから抽出した材料から新素材を製造するスタートアップ企業である。今秋に実証プラントが稼働するので、2つの製造工程のリーダーとして生産工程の経験豊富な方を2人出向として受け入れたい。出向期間は12か月。	2
事例 4	旅行業	法人・団体向けの航空券の手配や、海外渡航のサポートなどの事業を行っている。国内旅行は回復しつつあるが、海外旅行の回復にはまだ時間がかかりそう。能力が高く経験の豊富な従業員の出向先を探してもらいたい。	運輸に附帯するサービス業	船舶・航空貨物輸送や在庫管理、流通加工など一連のロジスティクスを事業展開している。国際的な物流が一部で活況となっており、税関との折衝や貨物検査の立会い、その他通関関連事務を強化する必要があり、出向でも良いので受け入れたい。出向期間は6か月。	1
事例 5	酒類製造業 (日本酒醸造業)	日本酒を醸造している。コロナ禍で海外で人気が高い日本酒の輸出に影響は生じているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れているので、米作りを行っている法人があれば若手従業員に出向により技術習得をさせたい。取引金融機関と一緒に産雇センターが訪問してくれて、出向と助成金について説明を受けた。	農業法人 (耕種農業)	水稻、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業により生産性向上を図ることにより、従業員には週休二日制をはじめ、大型特殊車両の資格取得を支援するなど労務管理を行っている。労働局と産雇センターが同行訪問してくれて出向と助成金の活用について説明を受けた。出向期間は4か月。	1
事例 6	有機化学製品製造業	専門的な塗料の製造や高度な塗装の研究・研修を行っている。業況は好調で従業員を出向させる余裕はないのだが、産雇センターから当社の取引先企業への出向送出手を提案されたので、短期間で良いのであれば同社に協力するという趣旨でハイレベルな塗装技術者を出向させることとした。	自動車製造業	カーボンニュートラルの方向性を見据え、EV車の生産ラインを増設したが、高度な技術を有する熟練塗装工が不足している。若手従業員の教育指導も含めて、取引先企業の中から出向として来てもらえないか産雇センターにアセスメントを依頼した。出向期間は1か月。	2
事例 7	電気機械器具製造業	コロナ禍の影響もあり構造改革を進めており、雇用維持を図るため。在籍型出向を活用したい。男性社員の場合は比較的容易に出向先は見つかるが、女性社員が働きやすい出向先がなかなか見つからないので、産雇センターに探してもらうことにした。	陸上貨物運送業	先端医療・医薬品の超低温輸送の拠点を新たに整備したが、営業サポートのために必要な人材が確保できていない。女性経営者の下で女性も働きやすい環境整備をしているので、男女問わず出向として受け入れたい。出向期間は6か月。	2

出向・移籍の実績の推移（鹿児島事務所）



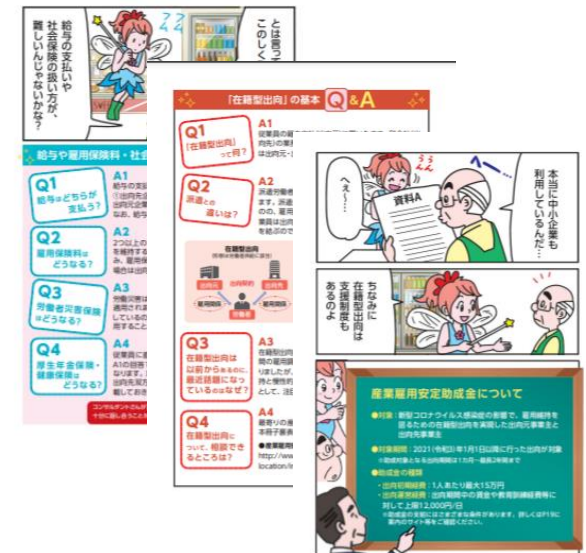
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
出向成立	3	8	4	6	6	3	1
移籍成立	131	156	161	172	222	216	39
成立合計	134	164	165	178	228	219	40

送出企業： 在籍型出向を活用し、一時的に社員を出向させて雇用維持を図りたい企業



受入企業： 在籍型出向を活用して、一時的に人材を確保したい企業

初めて在籍型出向の活用を検討する事業主とその従業員の方に、まずは在籍型出向の枠組みの概要や実際の事例を理解していただくために、冊子「マンガでわかる！ 在籍型出向」を配付し説明しており、センターや厚生労働省のHPでも提供しています。



(全24ページより抜粋)

産業雇用安定センターでは、雇用調整型の出向支援のほか、

- ① 人材育成や企業間交流を目的とした出向(人材育成・交流型出向)
 - ② 労働者の自発的なキャリアのステップアップを目的とする出向(キャリア・ステップアップ型出向)
- に係る支援を行っています。

① 人材育成・交流型出向

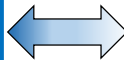
1 目的

- ① 従業員の能力開発や人材育成、特に高度人材の育成により企業力の強化を図る。
- ② 人材交流を目的とした取組みにより、企業間の連携強化、新分野への展開のための基盤整備、組織の活性化等を図る。

2 出向の内容

【出向元企業のニーズ】

- ・他企業での就業経験による従業員の能力・技能向上を図りたい
- ・幹部候補社員の育成をしたい
- ・技術交流等を図りたい



【出向先企業のニーズ】

- ・出向者から技術指導や技術援助等を受け、企業力強化を図る
- ・新規事業、新規分野拡大のため経験者を受入れたい
- ・人材交流による企業の活性化等を図りたい

3 具体的な事例

- ① 化学製品製造業の医薬研究者2人に、コロナワクチン研究と知的財産の調査・契約業務を経験させたい。産雇センターに国立研究機関をあっせんしてもらい12ヵ月出向させることとした。復帰後には新たな事業展開に寄与してもらいたい。
- ② A県の森林組合では高級特産杉の伐採に最新の重機を導入しており、B県の森林組合は従業員にその運用技術を習得させるため産雇センターがコーディネートし1ヵ月出向させることとなった。

4 出向期間経過後

原則として、元の企業へ復帰

② キャリア・ステップアップ型出向

1 目的

- ① 企業人材の多様なキャリア・ステップアップへの主体的な挑戦を後押しする。
- ② 従業員自身のキャリアパスやライフプランに合わせた職域拡大、UIターン等を支援する。

2 出向の内容

企業と個々の従業員との間の人事面談やキャリア相談などの際に、従業員本人から以下の申し出があった場合。

- ・これまでの職務経験等を活かし、更なる職域拡大に努めチャレンジしたい。
- ・資格等を活かし全く異なる職種に挑戦したい。 など

3 具体的な事例

- ① 製薬会社の薬剤師資格を有する57歳の営業管理職の社員から、他の企業に出向してもよいので、これまでの経験や資格を活かしたいとの意向を確認した。産雇センターに総合病院の事務長ポストを確保してもらった。当面の出向期間は12ヵ月。
- ② 人事評価の面談時に従業員から「単身赴任が長くなり家庭のことが気がかりなので、ぜひ地元に戻りたい。」という意向が示されたが、その地域には従業員の技術を活かせる部門がないので、産雇センターに出向先をあっせんしてもらった。

4 出向期間経過後

元の企業へ復帰、または出向先企業へ移籍(転籍)のいずれか

キャリア人材バンクのご案内

産業雇用安定センターでは、全国の地方事務所で「キャリア人材バンク」の登録を受け付けています。

「キャリア人材バンク」では、働く意欲があり能力・経験が豊富な60歳以上の高齢者の方と、その能力・経験を必要とする企業との間をコンサルタントが丁寧にマッチングいたします。

キャリア人材バンクに登録できる方

■ 会社を通じた登録

- ① 60歳以上の在職者の方で
- ② 定年、継続雇用終了や有期雇用契約期間満了後に再就職を希望する方が
- ③ 会社を通じて登録する場合

または

■ 個人での登録

- ① 60歳以上70歳以下の方で
- ② 在職中で再就職を希望する方、または、離職後1年以内の方で再就職を希望する方

キャリア人材バンク

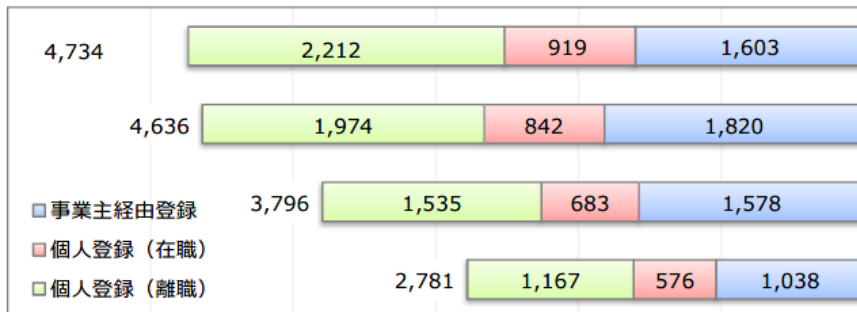
キャリア人材バンクに登録できる求人企業

■ 高齢者を採用するに当たって、以下の条件にいずれも該当する場合

- ① 66歳以降も働き続けることが可能であり
- ② 採用する方の能力・経験を活かすことができ
- ③ 採用後の雇用期間が1年以上見込まれること

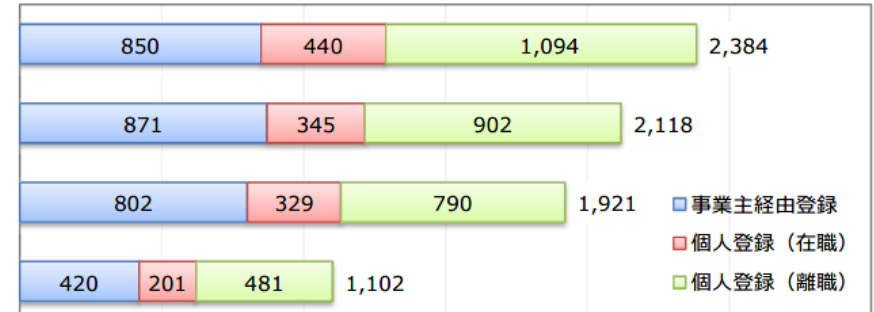
登録者・成立状況

登録者数



成立者数

2021年度(R3)
2020年度(R2)
2019年度(R1)
2018年度(H30)



産業雇用安定センターからのお願い

- 産業雇用安定センターは、経済団体や事業主団体により設立され、国（厚労省）から事業主が負担する雇用保険二事業を財源とする補助金を受けて、出向・移籍支援事業やキャリア人材バンク事業に取り組んでいます。
- このため、産業雇用安定センターの機能・役割をできるだけ多くの企業に知っていただいた上で、ご関心のある企業には活用いただきたいと考えています。

1. 会員企業からの離職を余儀なくされる従業員の方がおられる場合には、センターは在職中からの再就職活動をサポートいたしますので、会員企業に対して産業雇用安定センターの活用をご案内ください。
2. 経営環境の変化や感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用維持を図る場合に、在籍型出向でサポートいたしますので、会員企業に対して産業雇用安定センターの在籍型出向支援の活用をご案内ください。
3. 産業雇用安定センターは、企業を60歳で定年退職される方や、65歳までの再雇用（雇用確保措置）が終了する方、離職後1年以内の方がキャリア人材バンクを利用して再就職していただくよう取り組んでいます。関心のある企業がいる場合には、会員企業を通じて該当する従業員の方にキャリア人材バンクの活用をご案内ください。
4. キャリア人材バンクでは、高齢者が生涯現役として働くことができる求人の確保に努めています。能力があり経験豊富な高齢者に関心がある企業がいる場合には、産業雇用安定センターへの求人登録をご案内ください。
5. 以上について、産業雇用安定センター職員が訪問させていただく場合も含めてご検討のほどよろしくお願いたします。

鹿児島事務所のご案内

公益財団法人 産業雇用安定センター 鹿児島事務所

電話番号 099-812-9551

住所 890-0053

鹿児島市中央町26-18

南日本中央ビル4階



鹿児島中央駅 東口から徒歩 5分